

# 研修医のための研修施設整備事業

## ○目的

臨床研修病院等において研修棟の整備を促進し、臨床研修医（臨床研修歯科医を含む。）の研修環境及び生活環境の充実を図ることを目的とする。

## ○補助対象

私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

独法	公立	公的	民間
×	×	×	○

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

## ○対象経費

研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費  
講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等

※ 次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- ・土地の取得又は整地に要する費用
- ・門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ・設計その他工事に伴う事務に要する費用
- ・既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ・その他の整備費として適当と認められない費用

## ○基準額

$$\text{基準面積（30m}^2 \times \text{研修医数）} \times \text{基準単価} \left( \begin{array}{ll} \text{鉄筋コンクリート} & 484,000 \text{円} \\ \text{ブロック造} & 214,000 \text{円} \\ \text{木造} & 355,000 \text{円} \end{array} \right)$$

※基準面積は1,000m<sup>2</sup>を限度とする。

※増改築の場合、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。

## ○補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内。

※上記計算式によって算出された額が1箇所につき1,000,000円に満たない場合にあっては、交付決定を行わないものとする。

## ○注意事項

交付決定があるまで、原則として着手しないでください。